

# 新宿区地域防災計画（令和5年度修正）の主な修正箇所

## 1 修正概要

区は、令和元年度に、災害時における受援体制等の強化を目的とした新宿区受援応援計画や、被災からの迅速な復興を果たすための新宿区震災復興マニュアルを策定したほか、避難勧告と避難指示の一本化や非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用等に関する災害対策基本法改正、東京都地域防災計画震災編の修正（令和元年7月）、風水害編（令和3年1月）及び大規模事故編（令和3年1月）の修正を踏まえ、令和3年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきました。

その後、都においては、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを行うとともに、令和4年12月にTOKYO強靭化プロジェクトを策定し、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編の修正を行いました。

同計画では、前回の減災目標の設定から10年が経過したことから、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題を整理し、2030年度までに達成すべき新たな減災目標を定め、必要な取り組みについて見直しを図っています。

区においても、これらの状況を踏まえ、各関係法令等の改正、TOKYO強靭化プロジェクト公表や東京都地域防災計画修正のほか、区の防災対策の取り組み等を現計画に反映させ、近年の災害教訓や最新の防災対策を加えた実効性の高い計画とする目的として、新宿区地域防災計画の修正を行います。

今回の修正ポイントは、以下のとおりです。

(1) 関係法令等の改正に伴い、必要な事項を修正しました。

- ・防災基本計画の修正（令和4年、令和5年）
- ・災害救助事務取扱要領の改正（令和4年、令和5年）

(2) 東京都地域防災計画の修正等の反映

- ・東京都地域防災計画の修正（令和5年（震災編）、平成30年（火山編））
- ・首都直下地震等による東京の被害想定の公表（令和4年）
- ・地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年）
- ・TOKYO強靭化プロジェクトの公表（令和4年）

(3) 防災に関連する区の個別計画等の反映

(4) 令和3年度以降の区における防災対策の取組の反映

(5) 各種データの時点修正

## 2 主な修正箇所一覧表

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和5年度修正の修正点  |
|--------------|---|--|
| 凡例・目次        | - | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体系：第5編 富士山噴火降灰対策計画編を新設する。</li> <li>・体系：令和4年5月に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、これまで附編としていた、東海地震災害事前対策を、都計画に沿って第6編 南海トラフ地震等防災対策計画として再整理する。</li> <li>・目次：「編」「部」「章」「節」の掲載を基本とするが、第2編 震災対策計画では項目名まで掲載する。</li> </ul> |
| 第1編 総則       | 1 |  |
| 第1章 計画の方針    | 3 |  |
| 第1節 計画の目的    | 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的に富士山噴火降灰に係る災害対策を追記。（p3）</li> </ul>  |
| 第2節 計画の性格    | 3 |  |
| 第3節 計画の構成    | 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火降灰対策計画編及び南海トラフ地震等防災対策計画を加えた6編に構成を変更。（p3）</li> </ul>   |
| 第4節 計画の修正    | 3 |  |
| 第5節 他の計画との関係 | 4 |  |
| 第6節 計画の習熟    | 4 |  |
| 第2章 新宿区の概況   | 4 |  |
| 第1節 地勢の概要    | 4 |  |
| 第2節 面積       | 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都及び特別区の面積の時点更新。（p4）</li> </ul>   |
| 第3節 人口       | 9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の人口データの時点更新。（p9）</li> </ul>   |

| 新宿区地域防災計画 目次           | 頁  | 令和5年度修正の修正点  |
|------------------------|----|--|
| 第3章 計画の前提条件            | 10 |  |
| 第1節 地震被害想定             | 10 | ・令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」の公表に伴う修正。新宿区が指標とする被害想定として、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震の被害想定を掲載とともに、定性的な被害シナリオ（身の回りで起こり得る被害の様相）を掲載。（p10～13）   |
| 第2節 被害想定結果の概要          | 14 | ・令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」の公表に伴う修正。（p14）   |
| 第3節 地域危険度              | 14 | ・令和4年9月「地震に関する地域危険度測定調査報告（第9回）」の概要に沿って修正。（p14～15）  |
| 第4章 令和5年度修正の概要等        | 16 |  |
| 第1節 計画修正の背景            | 16 | ・令和5年度修正の経緯を記載。計画修正の背景としては、関係法令改正や都計画震災編の修正、「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直し、TOKYO強靭化プロジェクトの策定等の状況を踏まえるとともに、区の防災対策の取り組み等を現計画に反映させ、近年の災害の教訓や最新の防災対策を加えた実効性の高い計画とすることを目的に、区地域防災計画の修正を行う。（p16）   |
| 第2節 令和5年度修正の主なポイント     | 16 | ・令和5年度修正の主なポイントを掲載。<br>(1) 関係法令等の改正の反映<br>・防災基本計画の修正（令和4年、令和5年）<br>・災害救助事務取扱要領の改正（令和4年、令和5年）<br>(2) 東京都地域防災計画の修正等の反映<br>・東京都地域防災計画の修正（令和5年（震災編）、平成30年（火山編））<br>・首都直下地震等による東京の被害想定の公表（令和4年）<br>・地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年）<br>・TOKYO強靭化プロジェクトの公表（令和4年）<br>(3) 防災に関する区の個別計画等の反映<br>(4) 令和3年度以降の区における防災対策の取組の反映<br>(5) 各種データの時点修正 |
| 第5章 減災目標               | 17 |  |
| 第1節 都の減災目標             | 17 | ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）の内容に更新。（p17）   |
| 第2節 区の減災目標             | 18 | ・都と一緒にとなって効果的な防災対策を推進するため、3つの視点と分野横断的な視点に基づき、新たな減災目標を定めるとともに、減災目標に沿った主な対策を修正。（p18～20）  |
| 第6章 複合災害への対応           | 21 | ・新設<br><br>・新たな被害想定において整理された、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を掲載。（p21）<br>・同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要があることを追記。（p21）  |
| 第2編 震災対策計画             | 23 |  |
| 第1部 施策ごとの具体的計画         | 25 |  |
| 第1章 区、区民及び事業者の基本的責務と役割 | 25 |  |
| 第1節 基本理念及び基本的責務        | 25 | ・「2 区の基本的責務」を追記。（p25）  |
| 第2節 区及び防災機関の役割         | 27 | ・業務内容は都計画と平仄との整合を取り、内容を反映して修正（NTT東日本：通信ネットワークの信頼性向上等に関して追記、日本通運株式会社：削除）。（p27～30）   |
| 第2章 区民と地域の防災力向上        | 31 |  |
| 第1節 現在の到達状況            | 31 | ・「3 マンション防災における自助・共助の構築」を新設。（p31）<br>・数値等の時点修正。  |
| 第2節 課題                 | 33 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p33）<br>・「3 マンション防災における自助・共助」の新設。（p34）<br>・数値等の時点修正。  |
| 第3節 対策の方向性             | 34 | ・自助の取り組みにおいて、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を追記。（p34～35）<br>・「3 マンション防災における自助・共助の推進」の新設。（p35）<br>・「4 消防団の活動体制の充実」に、特別区における大規模災害団員などの制度の活用について追記。（p35）   |
| 第4節 到達目標               | 36 | ・「3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化」の新設。（p37）   |

| 新宿区地域防災計画 目次           | 頁  | 令和5年度修正の修正点  |
|------------------------|----|--|
| 第5節 具体的な取組（予防対策）       | 38 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助の取り組みとして、自転車の適切な点検整備、高齢者や障害者等の要配慮者災害用セーフプランの作成、避難所、避難場所及び避難経路等の適切な情報収集方法の確認について追記。（p38）</li> <li>・消防署の事業内容に「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施、リーフレット及びハンドブックによる家具類の転倒・落下・移動防止の啓発、長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発について追記。（p40）</li> <li>・東京電力の事業内容に、大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用することの推奨を追記。（p41）</li> <li>・東京消防庁の推進する防災教育に、デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を追記。（p43）</li> <li>・「4-1 防災区民組織」に、280MHz帯同報無線システムの戸別受信機（防災ラジオ）の配備を追記。（p50）</li> <li>・「4-6 外国人への支援」に、「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意することを追記。（p52）</li> <li>・「5 マンション防災における自助・共助の構築」の新設。マンション居住者の自助・共助の備えのほか、区、不動産会社、マンション管理組合、マンション管理会社等による防災意識の啓発及び防災教育・防災訓練の充実について記載。（p53～54）</li> <li>・「6-1 区のボランティア受入れ体制」における「区のボランティアの受入れ体制」の図を更新。（p55）</li> <li>・「6-4 各ボランティア組織との協力体制」に、赤十字のボランティアによる被災者の自立支援と被災地の復興支援に関する取り組みを追記。（p57）</li> </ul> |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）       | 59 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1-1 地震発生時の区民・事業所等の役割」にマンション防災における応急対策を追記。（p60）</li> </ul>   |
| 第3章 安全な都市づくりの実現        | 63 |  |
| 第1節 現在の到達状況            | 63 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値等の時点修正。</li> </ul>   |
| 第2節 課題                 | 64 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p64）</li> <li>・「4 出火、延焼等の防止に向けた課題」について、同時多発火災及び市街地大火への対応として修正。（p64）</li> </ul>   |
| 第3節 対策の方向性             | 65 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供、普及啓発などの取組を追記。（p65）</li> <li>・経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備推進、都、区及び関係機関等と連携した水利の開発・確保について修正。（p65）</li> </ul>  |
| 第4節 到達目標               | 66 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都は、令和7年度末までにすべての重点整備地域において、不燃領域率70%を目標とし、各地域で10ポイント以上の向上を予定しており、区は、都と連携を図りながら、不燃領域率70%の達成を目指すことを追記。（p66）</li> </ul>  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）       | 67 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1-2 市街地整備に向けたまちづくり」に、市街地再開発事業地区一覧（事業中地区）として西新宿三丁目西地区、神宮外苑地区を追記。（p68）</li> <li>・「1-5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」における東京消防庁の取組として、リーフレット及びハンドブックを活用した防災指導を記載。（p74）</li> <li>・「1-8 液状化、長周期地震動への対策」において、都水道局は、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替えることとして修正。また、都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策について、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象とすることとして修正。（p75～76）</li> <li>・「1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」に、都建設局及び都環境局の急傾斜地崩壊対策工事の取り組みを追記。（p77）</li> <li>・「1-11 オープンスペース等の確保」において、多目的環境防災広場一覧表中に市谷田町二丁目多目的防災広場を追記。（p80）</li> <li>・「2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化」について、「（4）石綿含有建築物等からの石綿飛散防止」を新設。（p83）</li> </ul>  |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）       | 85 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2-2 社会公共施設等の応急対策」について、業務継続計画（BCP）等に基づく利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続について修正。（p86）</li> <li>・「3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置」について、高圧ガス施設及び毒物・劇物施設の応急措置における避難の指示について文言修正。（p88）</li> <li>・「3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置」について、「（9）石綿含有建築物等の応急措置」の新設。（p89～90）</li> </ul>   |
| 第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策） | 94 |  |

| 新宿区地域防災計画 目次                 | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|------------------------------|-----|--|
| 第4章 安全な交通ネットワーク 及びライフライン等の確保 | 95  |  |
| 第1節 現在の到達状況                  | 95  | ・数値等の時点修正及び一部の文言修正。  |
| 第2節 課題                       | 96  | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p96）<br>・下水道について、水再生センター・ポンプ所等の耐震化の強化について追記。（p96）<br>・電気、ガス、通信について、バックアップ機能の強化について追記。（p96～97）<br>・数値等の時点修正。   |
| 第3節 対策の方向性                   | 97  |  |
| 第4節 到達目標                     | 97  | ・都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めるこ<br>と、下水道の耐震化推進を一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象拡大、水再生セン<br>ター・ポンプ所等の耐震化について追記。（p98）  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）             | 99  | ・首都高における安全化対策等の修正。（p101）<br>・「2-1 水道施設」について、区内の水道施設の現況の時点修正。また、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めるものとして修正。（p106）<br>・「2-2 下水道施設」について、水再生センターの震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化推進等について追記。（p107）   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）             | 111 | ・道路交通規制の流れの図を更新。（p113）<br>・大震災における交通規制図を更新。（p116）<br>・「2-1 道路及び橋りょう」に、第10章から「（3）緊急道路障害物除去等」を移動し構成変更。（p122～124）<br>・新宿区緊急道路障害物除去路線図を追加。（p125～126）<br>・「3-4 電力施設」に、非常態勢の発令区分にサイバー攻撃による停電及び南海トラフ地震臨時情報の発表について追記。（p135）  |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策）             | 139 | ・「6 電力・ガス・通信等」について、各通信事業者が実施する通信施設の復旧対策として自治体へのリエゾン派遣等を追記。（p141）   |
| 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化        | 143 |  |
| 第1節 現在の到達状況                  | 143 | ・数値等の時点修正。   |
| 第2節 課題                       | 143 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p143）   |
| 第3節 対策の方向性                   | 144 |  |
| 第4節 到達目標                     | 144 |  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）             | 146 | ・「3 消火・救助・救急活動体制の整備」における東京消防庁の安全化対策として、外国人への救急対応の充実強化を追記。（p151）<br>・「4-1 国・地方公共団体との相互協力」について、区の取組として、職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力に関する協定締結について追記。（p155）   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）             | 159 | ・区災害対策本部の組織の更新。（p161）<br>・南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い、職員の参集基準について修正。（p163）<br>・東京消防庁等における初動態勢の修正。（p167）<br>・消防体制について、消防ヘリコプターやドローンの活用等を追記。（p168）   |
| 第6章 情報通信の確保                  | 185 |  |
| 第1節 現在の到達状況                  | 185 | ・自力で情報を取得することが困難であったり、避難に時間を要する区民向けに、280MHz帯戸別受信機（防災ラジオ）を無償で貸与することを追記。（p185）   |
| 第2節 課題                       | 185 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p185）   |
| 第3節 対策の方向性                   | 186 | ・帰宅困難者への情報提供の充実、モバイル通信機器等の活用等について追記。（p186）   |
| 第4節 到達目標                     | 186 |  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）             | 187 | ・「1-1 通信機器の整備」に、「（2）280MHz帯同報無線システムの整備」を新設。（p187）<br>・「1-8 全国瞬時警報システム」を新設。（p188）   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）             | 190 | ・「1-5 東京管区気象台（気象庁）」について、長周期地震動階級3以上を予想した場合でも、緊急地震速報（警報）を発表することを追記。（p191）<br>・「2-3 被害状況等の調査及び報告」について、被害程度の認定基準表に「災害関連死者」を追加。（p196）<br>・「3-3 防災関係機関の広報活動」について、東京電力の広報活動に大規模地震時の電気火災の発生抑止について追記。各通信事業者の広報活動に災害時用公衆電話の開設、避難所Wi-Fi等の開設等を追記。東京ガスグループの広報活動にマイコンメーター復帰方法等を追記。首都高の広報活動の提供情報の追記。（p203～205） |

| 新宿区地域防災計画 目次     | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|------------------|-----|--|
| 第7章 医療救護・保健等対策   | 207 |  |
| 第1節 現在の到達状況      | 207 | ・数値等の時点修正及び一部の文言修正。  |
| 第2節 課題           | 208 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。<br>(p208)   |
| 第3節 対策の方向性       | 209 |  |
| 第4節 到達目標         | 211 |  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 212 | ・「1-1 情報連絡体制等の確保」について、東京都地域災害医療コーディネーター等との連携を追記。(p212)<br>・「1-2 医療救護活動等の確保」について、新宿区災害薬事コーディネーターによる助言を追記。(p214)   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 218 | ・災害時医療救護の流れの図を更新。(p219)<br>・「1-2 医療救護」について、薬剤師班の活動に傷病者に対するトリアージの協力を追記。また、東京DMATの活動として、医療対策拠点への東京DMAT派遣を追記。(p221~222)<br>・「1-5 保健衛生体制」について、「(6) 透析患者への対応」に日本透析医会災害時情報ネットワークを追記。(p225)<br>・「2-1 遺体の搜索」及び「2-4 検視・検案等」について、警察署の活動内容の文言修正。(p227~228)  |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 231 |  |
| 第8章 帰宅困難者対策      | 233 |  |
| 第1節 現在の到達状況      | 233 | ・「1 国及び首都圏における検討状況」として、帰宅困難者等対策における今後の検討方針（首都直下地震等対策検討委員会）の公表等を追記。(p233)<br>・「2 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定」について、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、都は、東京都地域防災計画第2部震災編「第9章 帰宅困難者対策」を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けたことを追記。(p233)<br>・「4 都における検討状況」として、帰宅困難者対策に関する検討会議の設置等を追記。(p234)<br>・「5 事業所防災リーダー制度の創設・運用」「6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発」を新設。(p234)<br>・一時滞在施設数等の時点修正。(p234)   |
| 第2節 課題           | 235 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。(p235)<br>・企業や区民の条例認知度の低下、スマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性等の新たな課題について追記。(p235)  |
| 第3節 対策の方向性       | 236 | ・事業所防災リーダー制度の活用、帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発等について追記。(p236)  |
| 第4節 到達目標         | 237 | ・「3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備」「4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援」を新設。(p237)  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 238 | ・「1-1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底」について、都民向け防災ブック、事業所防災リーダー制度、企業防災アドバイザーの派遣等の取組を追記。(p238~239)<br>・「2 帰宅困難者への情報通信体制整備」について、スマートフォンのGPS情報等を活用した人流混雑状況の把握、帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用、都立一時滞在施設に対するWi-Fiアクセスポイントや災害時用公衆電話の整備等の取組を追記。(p244)<br>・「3 一時滞在施設の確保及び運営の支援」について、要配慮者等への対応を図るため、優先スペースの確保、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための体制整備等を追記。また、民間一時滞在施設も含めた運営マニュアルの整備、民間事業者向け防災コンテンツ・アドバイス提供について新設。(p246~247)<br>・「4 帰宅支援のための体制整備」について、混乱収拾後の帰宅方法の周知方法を追記。(p247~248)<br>・「4-1 災害時帰宅支援ステーションによる支援」について、都立学校への連絡手段の確保、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のための普及啓発事業等を追記。(p248) |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 250 | ・「1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応」を新設。システムを活用した初動対応として、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等の収集、一時滞在施設の開設・運営状況の報告、帰宅困難者・一時滞在施設等へ情報提供等を追記。(p250~251)<br>・「2 事業所等における帰宅困難者対策」について、事業所防災リーダーの活躍を追記。(p251)   |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 255 | ・「1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進」を新設。帰宅ルールの周知・運用、鉄道運行情報等の提供、代替輸送手段の確保等を追記。(p255~256)<br>・「2 徒歩帰宅者の支援」について、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じた事業者や都民等への情報提供を追記。(p256)  |
| 第9章 避難者対策        | 257 |  |

| 新宿区地域防災計画 目次       | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|--------------------|-----|--|
| 第1節 現在の到達状況        | 257 | ・数値等の時点修正。   |
| 第2節 課題             | 258 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p258）<br>・避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要性を追記。（p258）  |
| 第3節 対策の方向性         | 258 |  |
| 第4節 到達目標           | 259 | ・「3 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立」について、専門性を有したボランティア・区民活動団体等の外部支援者との連携を追記。（p259）  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）   | 260 | ・「2 避難場所・避難所等の指定・安全化」について、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどの住民等への周知徹底等を追記。（p262～263）<br>・「3 避難所の管理運営体制の整備等」について、女性や子ども等の安全配慮、ケア等のプライバシーを保護するための個別スペースの用意、福祉関係団体やボランティア等の協力、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のための専門家等との情報交換、障害者や障害特性への理解推進のための対策等を追記。（p263～264）<br>・「4-1 要配慮者支援体制の確保」に、「（4）要配慮者に対する福祉サービスのコーディネート」「（8）災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への280MHz帯戸別受信機（防災ラジオ）の無償貸与」を新設。（p267） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）   | 270 | ・新宿区避難場所（広域）地図の更新。（p273～274）<br>・「3-3 避難誘導」について、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）を追記。（p278）<br>・数値等の時点修正。   |
| 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 289 |  |
| 第1節 現在の到達状況        | 289 | ・「1 食料・水・生活必需品等の確保」について、簡易トイレ、ストーマ装具、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の追記。（p289）<br>・数値等の時点修正。   |
| 第2節 課題             | 290 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p290）<br>・既存の広域輸送基地が活用できない場合も想定した代替拠点の検討を追記。（p291）  |
| 第3節 対策の方向性         | 291 | ・飲料水・食料・生活必需品等の確保のための寄託制度の活用について追記。（p291～292）  |
| 第4節 到達目標           | 292 |  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）   | 294 | ・「1 飲料水・食料・生活必需品等の確保」について、発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む）を寄託制度の活用等により備蓄していること、物資調達・輸送調整等支援システムの活用について追記。（p294、p297）<br>・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づき、区の食料備蓄数の考え方を修正。（p296）   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）   | 298 | ・「1 飲料水・食料等の配給」について、応急給水活動の概要に関する表を新設、物資調達・輸送調整等支援システムの活用を追記。（p298～301）<br>・「2-3 緊急道路障害物除去等」を第4章「2-1 道路及び橋りょう（3）緊急道路障害物除去等」（p122～124）に移動し、構成変更。  |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策）   | 308 | ・「1 多様なニーズへの対応」「2 炊き出し」について、ボランティア・区民活動団体等との連携を追記。（p308）   |
| 第11章 放射性物質対策       | 311 |  |
| 第1節 現在の到達状況        | 311 |  |
| 第2節 課題             | 311 |  |
| 第3節 対策の方向性         | 312 |  |
| 第4節 到達目標           | 312 |  |
| 第5節 具体的な取組（予防対策）   | 312 |  |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）   | 313 |  |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策）   | 314 |  |
| 第12章 住民の生活の早期再建    | 315 |  |
| 第1節 現在の到達状況        | 315 | ・数値等の時点修正。   |
| 第2節 課題             | 316 | ・「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に基づく被害想定の更新。（p316）<br>・その他の数値等の時点修正。   |
| 第3節 対策の方向性         | 317 | ・住家被害認定調査については、タブレットを活用した調査を行うことで発災後の対応の迅速化を図ることを追記。（p317）<br>・仮設住宅の早期供与に向けた支援体制構築の必要性を追記。（p317）   |
| 第4節 到達目標           | 318 | ・生活再建について、デジタル技術を活用した業務迅速化を追記。（p318）   |

| 新宿区地域防災計画 目次                | 頁   | 令和5年度修正の修正点   |
|-----------------------------|-----|---|
| 第5節 具体的な取組（予防対策）            | 319 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「1 生活再建のための事前準備」について、建設型応急住宅に関する計画の策定を追記。 (p319)</li> <li>「5 災害救助法等」について、災害救助事務取扱要領の改正に伴う時点修正。 (p321)</li> </ul>   |
| 第6節 具体的な取組（応急対策）            | 323 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「6-2 処理方法」について、収集処理体制の図を更新。 (p331)</li> <li>「8 災害廃棄物処理」について、円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・区民活動団体等との連携を追記。 (p332)</li> <li>「9-2 教材、学用品の調達及び支給」に、災害救助法が適用されない場合における準要保護・要保護世帯の認定を受けた被災世帯の学童・児童に対する教材及び学用品の支給を追記。 (p336)</li> <li>「10 災害救助法の適用」について、予防対策と重複する内容を削除。 (p338～339)</li> </ul> |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策）            | 341 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「1-1 被災住宅の応急修理」について、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理について追記したほか、工事の期間を修正。 (p341～342)</li> <li>「1-2 応急仮設住宅」について、入居資格を追記。 (p342)</li> <li>「2-1 被災者の生活相談等の支援」について、被災者生活実態調査（被災者センサス）の実施を追記。 (p345)</li> <li>・数値等の時点修正。</li> </ul>   |
| 第2部 災害復興計画                  | 355 |   |
| 第1章 復興の基本的考え方               | 355 | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえることを追記。 (p355)</li> </ul>   |
| 第2章 復興本部                    | 357 |   |
| 第1節 震災復興本部の設置               | 357 |   |
| 第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係        | 357 |   |
| 第3章 震災復興計画の策定               | 359 |   |
| 第1節 被害状況の把握                 | 360 |   |
| 第2節 緊急整備事業の実施               | 360 |   |
| 第3節 新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定 | 360 |   |
| 第4節 新宿区都市復興基本方針の策定          | 360 |   |
| 第5節 震災後の市街地の復興に関する条例        | 360 |   |
| 第6節 都市復興基本計画の策定             | 361 |   |
| 第7節 財政・人的資源の確保              | 361 |   |
| 第8節 生活復興                    | 362 |   |
| 第9節 東京消防庁における復興本部の事務        | 362 |   |
| 第3編 風水害対策計画                 | 363 |   |
| 第1部 総則                      | 365 |   |
| 第1章 計画の方針                   | 365 |   |
| 第1節 計画の目的                   | 365 |   |
| 第2節 風水害に関する近年の動向            | 365 |   |
| 第3節 重点項目                    | 366 |   |
| 第2章 東京都における検討               | 368 |   |
| 第2部 水害予防計画                  | 375 |   |
| 第1章 豪雨対策                    | 375 |   |
| 第1節 河川の整備                   | 375 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「4 調節池の整備状況」の時点修正。 (p377)</li> </ul>   |
| 第2節 雨水流し抑制施設                | 378 |   |
| 第3節 下水道の整備                  | 379 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「2 下水道施設の整備状況及び事業計画」について、下水道幹線施設等の整備状況の更新。 (p379)</li> </ul>   |
| 第4節 区民への洪水情報の提供             | 381 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁の「洪水警報の危険度分布」（洪水キックル）と水管理・国土保全局の「国管理河川の洪水の危険度分布」（水害リスクライン）について、気象庁ホームページの洪水キックルのページで一体的に表示する取組を開始したことを追記。 (p381)</li> </ul>   |

| 新宿区地域防災計画 目次                                      | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|---|-----|--|
| 第5節 水位・雨量観測システム<br>(テレメータ) 及び水位警報<br>(サイレン) 装置の整備 | 382 |  |
| 第6節 漫水想定区域の指定及び<br>水深の公表                          | 387 | ・「3 高潮浸水想定区域図の作成・公表」を新設。(p387)   |
| 第7節 洪水浸水想定区域及び高<br>潮浸水想定区域における避難体<br>制確保          | 389 | ・区内の一部地域が高潮浸水想定区域の指定を受けたことから、区は、高潮浸水想定区域内<br>の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しても洪水予<br>報等を伝達していくことを追記。(p389)  |
| 第2章 崖・擁壁等の崩壊対策                                    | 392 |  |
| 第1節 崖・擁壁の安全化                                      | 392 |  |
| 第2節 急傾斜地等の安全化                                     | 392 |  |
| 第3章 土砂災害対策  | 393 |  |
| 第1節 土砂災害防止法                                       | 393 |  |
| 第2節 土砂災害警戒区域等の指<br>定                              | 393 | ・斜面地の対策工事の完了にあわせた指定区域の全域解除及び土砂災害警戒区域の箇所数の<br>修正。(p393)   |
| 第3節 土砂災害の危険性周知                                    | 393 |  |
| 第4節 警戒避難体制の整備                                     | 393 | ・「1 情報の収集・伝達」について、土砂キックル(大雨警報(土砂災害)の危険度分<br>布)を追記。(p393)<br>・「4 要配慮者への支援」に、要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく訓練結果<br>の報告(義務)を追記。(p394)   |
| 第5節 擁壁等の安全化促進                                     | 395 | ・土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対する工事費の一部助<br>成を行っていることを追記。(p395)   |
| 第4章 都市施設対策  | 396 |  |
| 第1節 交通施設の安全化                                      | 396 |  |
| 第2節 生活関連施設の安全化                                    | 398 |  |
| 第5章 防災行動力の向上                                      | 400 |  |
| 第1節 自助による区民の防災力<br>の向上                            | 400 |  |
| 第2節 防災意識の啓発                                       | 401 | ・「1 防災広報の充実」の都の防災広報について、河川の状況をわかりやすく提供するため、YouTubeを活用した動画配信の取組を追記。(p401)   |
| 第3節 防災訓練の強化                                       | 402 |  |
| 第4節 防災区民組織等の強化                                    | 403 |  |
| 第5節 要配慮者の安全確保                                     | 404 |  |
| 第6節 事業所による自助・共助<br>の強化                            | 404 |  |
| 第7節 救出・救護能力の向上                                    | 405 |  |
| 第8節 区民・行政・事業所等の<br>連携                             | 406 |  |
| 第9節 地域、防災機関等と学校<br>の連携による防災教育の推進                  | 407 |  |
| 第6章 ボランティア等との連<br>携・協働                            | 407 |  |
| 第三部 水害応急対策計画                                      | 408 |  |
| 第1章 応急活動態勢  | 408 |  |
| 第1節 区の水防態勢  | 408 |  |
| 第2節 東京都建設局第三建設事<br>務所の水防態勢                        | 413 |  |
| 第3節 消防署の水防態勢                                      | 414 |  |
| 第4節 警察署の水防態勢                                      | 414 |  |
| 第5節 集中豪雨等への対応                                     | 414 | ・「3 区市町村等との確実な情報の共有」について、都の土砂災害警戒情報及び河川に關<br>する氾濫危険情報を防災担当者に自動でメール送信できるシステムの整備・運用について追<br>記。(p415)<br>・「6 線状降水帯に関する気象情報の共有」を新設し、気象庁が発表する「線状降水帯に<br>よる大雨の半日程度前からの呼びかけ」及び「顕著な大雨に関する気象情報」を追記。<br>(p418~419) |

| 新宿区地域防災計画 目次               | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|----------------------------|-----|--|
| 第2章 情報の収集・伝達               | 420 |  |
| 第1節 気象情報等及び通信連絡            | 420 | ・「1 気象情報」の気象情報発表基準値を時点修正。 (p420)<br>・土砂災害警戒情報の発表・解除に関するホットメールの取組を追記。 (p421)<br>・「2 神田川洪水予報」「3 妙正寺川洪水予報」に、「(2) 洪水予報区間」をそれぞれ追記。 (p422、424) |
| 第2節 区の情報連絡系統               | 429 |  |
| 第3節 通信施設の利用                | 430 |  |
| 第4節 被害状況等の調査及び報告           | 431 |  |
| 第5節 広報及び広聴活動               | 432 |  |
| 第3章 相互応援協力・派遣要請            | 433 |  |
| 第4章 災害救助法の適用               | 433 |  |
| 第5章 水防機関の活動                | 434 |  |
| 第1節 区の水防活動                 | 434 |  |
| 第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防活動     | 435 | ・活動フローを更新。 (p435)  |
| 第3節 消防機関の水防活動              | 436 |  |
| 第4節 水防工法                   | 436 |  |
| 第5節 水防設備及び備蓄資材             | 437 | ・都建設局第三建設事務所倉庫の数値等の時点修正。 (p437)  |
| 第6章 警備・交通規制                | 438 |  |
| 第1節 警備                     | 438 |  |
| 第2節 道路交通規制                 | 438 |  |
| 第7章 避難                     | 439 |  |
| 第1節 避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など | 439 |  |
| 第2節 避難誘導                   | 442 |  |
| 第3節 避難所の設置                 | 444 |  |
| 第4節 避難所の管理運営               | 444 |  |
| 第5節 要配慮者の安全確保              | 444 |  |
| 第6節 広域避難                   | 445 | ・「1 首都圏における大規模水害広域避難検討会」について、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめたことを追記。 (p445)   |
| 第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給       | 447 |  |
| 第9章 救助・救急対策                | 448 |  |
| 第1節 救助・救急体制                | 448 |  |
| 第10章 医療・救援・救護              | 448 |  |
| 第1節 医療救護対策                 | 448 |  |
| 第2節 防疫・保健衛生対策              | 448 |  |
| 第3節 応急給水〔区・水道局〕            | 449 |  |
| 第4節 その他の応急対策               | 449 |  |
| 第11章 緊急輸送                  | 449 |  |
| 第12章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理等        | 449 |  |
| 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い       | 449 |  |
| 第14章 応急住宅対策                | 450 |  |
| 第1節 被災宅地の危険度判定             | 450 |  |
| 第2節 家屋・住家被害状況調査等           | 450 |  |
| 第3節 被災住宅の応急修理              | 450 |  |

| 新宿区地域防災計画 目次       | 頁   | 令和5年度修正の修正点                                   |
|--------------------|-----|---|
| 第4節 応急仮設住宅の供給      | 450 |   |
| 第15章 応急教育・応急保育     | 450 |   |
| 第1節 応急教育・応急保育      | 450 |   |
| 第2節 教材、学用品の支給等     | 450 |   |
| 第16章 義援金品の取扱い      | 450 |   |
| 第17章 都市施設の応急・復旧対策  | 451 |   |
| 第1節 交通施設の対策        | 451 |   |
| 第2節 生活関連施設の対策      | 455 |   |
| 第18章 激甚災害の指定       | 455 |   |
| 第4部 水害復旧計画         | 456 |   |
| 第1章 民生安定のための緊急計画   | 456 |   |
| 第2章 罹災証明の発行        | 456 |   |
| 第4編 大規模事故等対策計画     | 457 |   |
| 第1部 計画の前提条件        | 459 |   |
| 第1章 計画の前提          | 459 | ・「事態認定」「国民保護法」に関する説明を追記。（p459）                |
| 第2部 大規模事故等予防計画     | 460 |   |
| 第1章 火災の予防          | 460 |   |
| 第2章 市街地の安全化        | 462 |   |
| 第3章 高層建築物及び地下街の安全化 | 462 |   |
| 第4章 危険物施設等の安全化     | 464 |   |
| 第5章 都市施設の安全化       | 466 |   |
| 第1節 鉄道施設           | 466 |   |
| 第2節 トンネル（道路）、地下工事  | 467 |   |
| 第3節 CBRNE災害        | 472 |   |
| 第3部 大規模事故等応急対策計画   | 473 |   |
| 第1章 応急活動態勢         | 473 |   |
| 第1節 区の活動態勢         | 473 |   |
| 第2章 情報の収集・伝達       | 473 |   |
| 第1節 区の情報連絡態勢       | 473 |   |
| 第2節 関係機関の情報連絡態勢    | 473 |   |
| 第3節 災害警報等の伝達       | 475 |   |
| 第4節 災害時の広報及び広聴について | 475 |   |
| 第3章 消防活動           | 476 |   |
| 第1節 活動方針           | 476 |   |
| 第2節 活動態勢           | 476 | ・特別救助隊、化学機動中隊及び消防救助機動部隊等の特別な消防部隊について追記。（p476） |
| 第4章 危険物事故の応急対策     | 477 |   |
| 第1節 石油類等危険物施設の応急対策 | 477 |   |
| 第2節 火薬類施設の応急対策     | 477 |   |
| 第3節 高圧ガス施設の応急対策    | 477 |   |
| 第4節 毒物・劇物施設等の応急対策  | 478 |   |
| 第5節 放射線施設の応急対策     | 478 |   |

| 新宿区地域防災計画 目次        | 頁   | 令和5年度修正の修正点  |
|---------------------|-----|--|
| 第6節 危険物等輸送車両の応急対策   | 479 |  |
| 第5章 大規模事故対策         | 481 |  |
| 第1節 鉄道事故            | 481 |  |
| 第2節 道路・橋りょう・トンネル事故  | 482 |  |
| 第3節 ガス事故            | 482 |  |
| 第4節 航空機事故（市街地）      | 482 |  |
| 第6章 訓練及び防災知識の普及     | 483 |  |
| 第7章 地域防災力の向上        | 483 |  |
| 第8章 ボランティア等との連携・協働  | 483 |  |
| 第9章 警備・交通規制         | 483 |  |
| 第10章 避難             | 483 |  |
| 第11章 その他の応急対策       | 483 |  |
| 第5編 富士山噴火降灰対策計画     | 485 | ・新設  |
| 第1部 総則              | 487 |  |
| 第1章 計画の前提           | 487 | ・富士山が噴火した場合には、新宿区付近においても累積で10cm弱の降灰被害が予想されており、区内で様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、富士山降灰対策について本計画に基づき対応するものとして、計画の前提を記載。（p487）                                  |
| 第2章 富士山の現況          | 488 | ・富士山の概要、活動史、噴火の特徴について記載。（p488～490）   |
| 第3章 噴火による被害想定       | 491 |  |
| 第1節 被害想定            | 491 | ・噴火の規模及び被害の概要について、富士山ハザードマップ検討委員会報告書における被害想定及び大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおけるモデルケースに基づき記載。（p491～492）  |
| 第2節 火山灰による被害        | 493 | ・火山灰の特徴のほか、健康被害、交通被害、ライフライン被害、建物被害及び給水被害について記載。（p493～494）  |
| 第2部 災害予防計画          | 495 |  |
| 第1章 各防災機関の予防業務及び役割  | 495 | ・災害の発生をできるだけ軽減するため、災害予防計画の策定について記載。（p495）<br>・予防計画の実行にあたっての考え方について記載。（p495）  |
| 第2章 火山観測            | 495 | ・富士山における国の火山観測体制、気象庁の実施する火山観測について記載。（p495）   |
| 第3章 区民等の防災行動力の向上    | 496 | ・区民、防災区民組織等、事業所の役割等について記載。（p496）   |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画     | 497 |  |
| 第1章 応急活動体制          | 497 | ・区の活動体制については、「第2編 震災対策計画 第1部 第5章 第6節 1 区の応急活動態勢」を準用することを記載。（p497）  |
| 第2章 情報の収集・伝達        | 497 | ・火山（降灰）情報、降灰予報、情報連絡体制、被害状況等の調査報告、災害時の広報について記載。（p497～500）   |
| 第3章 応援協力・派遣要請       | 500 | ・他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、「第2編 震災対策計画 第5章 第5節 4 相互応援協力等」に準じて行うことを記載。（p500）   |
| 第4章 警備・交通規制         | 500 | ・警備については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 1 警備・交通規制」を準用することを記載。（p500）<br>・交通規制については、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することを記載。（p500～501） |
| 第5章 避難等             | 501 | ・避難については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第6節 具体的な取組（応急対策）」を準用することを記載。（p501）  |
| 第6章 救援・救護           | 501 | ・救援・救護については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 具体的な取組（応急対策）」を準用することを記載。（p501）   |
| 第7章 交通機関の応急・復旧対策    | 501 | ・道路、鉄道の降灰による被害からの復旧について記載。（p501）   |
| 第8章 ライフライン等の応急・復旧対策 | 501 | ・ライフライン等の応急・復旧対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 3 生活関連施設の応急対策」を準用することを記載。（p501）  |
| 第9章 宅地等の降灰対策        | 501 | ・宅地に降った火山灰について、一般の住民では対応が困難な場合における、国及び都と連携して対応することを記載。（p501～502）   |
| 第10章 火山灰の収集及び処分     | 502 | ・火山灰の収集・運搬、除去・処分について記載。（p502）  |
| 第6編 南海トラフ地震等防災対策計画  | 503 |  |

| 新宿区地域防災計画 目次                      | 頁   | 令和5年度修正の修正点   |
|-----------------------------------|-----|---|
| 第1部 対策の考え方                        | 505 | ・新設。「南海トラフ地震等防災対策（第2部）」及び「東海地震事前対策（第3部）」について、対策の考え方を記載。（p505）   |
| 第2部 南海トラフ地震等防災対策                  | 506 | ・新設。区における対策は、「第2編 震災対策計画」に記載されている対策を推進していくことを記載。その他、南海トラフ地震に関する情報及び区の対策について、都計画を踏まえて修正。（p506～508）   |
| 第3部 東海地震事前対策                      | 509 | ・令和3年度修正における「附編 東海地震災害事前対策」を基本とし、対策の目的等の再整理を行ったほか、都地域防災計画等の修正を反映。   |
| 第1章 事前対策の目的等                      | 509 |   |
| 第1節 対策の目的                         | 509 | ・東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし、区、都及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定めることを記載。（p509）<br>・区及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的な計画等を定め、事前対策を実施することを記載。（p509） |
| 第2節 基本的考え方                        | 509 | ・都地域防災計画等の修正に伴う一部修正。（p509～510）  |
| 第3節 前提条件                          | 510 |   |
| 第2章 区及び防災機関の役割                    | 510 | ・区及び防災機関の役割は、震災対策計画を準用する形式に修正。（p510）  |
| 第3章 事前の備え                         | 511 |   |
| 第1節 区民・事業所等のとるべき措置                | 511 |   |
| 第2節 広報及び教育                        | 515 |   |
| 第3節 事業所に対する指導                     | 517 |   |
| 第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 | 519 |   |
| 第1節 東海地震注意情報の伝達                   | 519 |   |
| 第2節 活動態勢                          | 520 | ・消防署の活動態勢を時点修正。（p521）   |
| 第3節 混乱防止措置                        | 522 |   |
| 第5章 警戒宣言時の対応措置                    | 524 |   |
| 第1節 活動体制                          | 524 |   |
| 第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達             | 527 |   |
| 第3節 消防・危険物対策                      | 529 |   |
| 第4節 警備、交通対策、公共交通送対策               | 531 | ・都地域防災計画との整合確保のための一部修正及び構成変更。（p531～537）   |
| 第5節 学校・病院・福祉施設等対策                 | 538 |   |
| 第6節 百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策            | 541 |   |
| 第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策            | 543 | ・都地域防災計画との整合確保のための一部修正及び構成変更。（p543～547）   |
| 第8節 生活物資対策                        | 546 |   |
| 第9節 金融対策                          | 546 |   |
| 第10節 避難対策                         | 547 |   |
| 第11節 救援・救護対策                      | 547 |   |